

新潟市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

昭和49年 5月25日

改正 平成12年 5月16日

改正 平成16年 4月 1日

改正 平成25年 8月 1日

改正 平成26年10月 1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（昭和44年規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、幼稚園への就園奨励を図るため私立幼稚園設置者に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)私立幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する私立の幼稚園をいう。

(2)保育料等

園則、学則その他の定めにより定められた保育料又は入園料をいう。

(3)補助事業

私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する幼児の保護者に対して行う保育料等の減免措置をいう。

(4)補助事業者

補助事業を実施する私立幼稚園の設置者をいう。

(5)補助対象者

新潟市に住所を有する者のうち、文部科学省が定める幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定する園児をもつ保護者で、かつ交付要綱に規定する要件に適合する者をいう。

2 保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、前項第5号の規定にかかわらず、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項又は同条第3項及び同法第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により、市町村民税を算定して得られる課税額に基づいて補助金額を決定する。

(補助金の交付)

第3条 市長は、交付要綱に定める額の範囲内において補助事業者が補助対象者に対して保育料等の減免をした場合に当該補助事業者に予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第2条の規定により添付する書類は次のとおりとする。

(1) 保育料等減免措置に関する調書(様式第1)

(2) 徴収している保育料等の額を明らかにする園則、学則その他の書類

(補助金の概算払等)

第5条 市長は事業の遂行上必要があると認めた場合は、補助金の概算払を行う。

2 補助事業者は補助金の概算払を受けた場合においては、すみやかにその金額に対する保育料等の減免措置を講じなければならない。

3 前項において年度途中に退園した者があった場合、補助事業者は減免措置額の調整等必要な措置をとらなければならない。

(状況報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の進捗状況等について1月10日までに報告書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第8条第2項の規定により添付する書類は次のとおりとする。

(1) 補助金にかかる変更交付申請及び実績報告書(様式第3)

(2) 保育料等減免措置対象児名簿(様式第4)

(3) 保育料等の減免についての確認書(様式第5)

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和49年5月25日から実施し、昭和49年度分として交付する補助金から適用する。

2 新潟市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年11月16日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月2日から実施し、昭和50年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年6月3日から実施し、昭和51年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月2日から実施し、昭和52年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年6月12日から実施し、昭和53年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年８月１日から実施し、平成２５年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から実施し、平成２６年度分として交付する補助金から適用する。